

参考資料

References

文化芸術振興基本計画[第4期]（案）の諮問・答申

大和市文化芸術振興審議会会長 殿

〔諮問〕

このことについて、大和市文化芸術振興基本計画（第4期）を策定するにあたり、別添「大和市文化芸術振興基本計画（第4期）案」について、貴審議会の意見を求めます。

令和7年1月20日

大和市長 古谷田 力

大和市長 古谷田 力 殿

〔答申〕

令和7年1月20日をもって諮問を受けました大和市文化芸術振興基本計画（第4期）案について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。計画の策定にあたっては、答申の趣旨をできる限り反映されるようお願いいたします。

令和7年2月17日

大和市文化芸術振興審議会 会長 川染 雅嗣

大和市文化芸術振興基本計画[第4期]（案）に対する意見

1 施策目標と方策

○「方策1-2 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備」について

ユニバーサルデザインの視点は、芸術文化ホールに限らず、他の施設の環境整備においても持つ必要があることから、適切な表現に改める必要がある。

○「方策1-3 市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援」について

市の文化力を高めるためには、活動者同士との横のつながりを創出し、互いに協力しあうことが重要であることから、これに対応した方策を具体的に記載する必要がある。

○「方策2-3 地域の歴史・文化を知り、学べる機会の充実」について

デジタル技術を活用して地域の歴史や文化を知することは、日頃からデジタルに親しんでいる子どもたちにとっては有効な取組になると思われるため、こうした視点も含んだ表現とすることが望ましい。

○「方策3-2 子どもの文化芸術活動をサポートする組織の支援」について

サポート組織の活動を実効性のあるものとするためには、教育委員会の協力が不可欠となることから、これを表した記述をすることが望ましい。

○「施策目標5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする」について

○「方策5-3 文化芸術の魅力の一体的な発信」について

大和の文化芸術の魅力を一層アピールしていくためには、観光や景観分野との連携だけでなく、市民の興味、関心の高いスポーツや健康などの分野との連携も視野に入れることが重要であり、これをイメージした表記とする必要がある。

また、文化創造拠点シリウスは、全国に誇れる文化施設であり、引き続き大切にしていける思いを込め、発信の中心拠点であることを改めて計画に示していくことが望ましい。

2 計画推進に向けて

○「モニタリング（計画の進行管理）」について

文化芸術の振興を効果的に推進していくためには、定量的な評価だけでなく、定性的な評価も行う必要があることから、これを明記する必要がある。

大和市文化芸術振興審議会（委員名：敬称略・五十音順・答申時）

青木 和美	公益財団法人 大和市国際化協会 事務局長
明吉 美智子	大和美術協会 会長
井上 理恵	公募市民
加藤 大聖	大和市音楽家協会 会長
川染 雅嗣（会長）	昭和音楽大学 教授
小須田 壽久	大和市詩吟連盟 理事長 兼 事務局長
小林 三夫	ウィーンホール 代表
篠原 紀子	公募市民
泉水 英計	神奈川大学 教授
橋本 典子	青山学院女子短期大学 名誉教授

文化芸術振興基本計画[第４期]（案）への意見公募手続き

実施期間

令和６年１２月１日（日）～令和７年１月６日（月） ３７日間

意見数

２７件

内 容

「施策目標３ すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる」の「方策３-１ 文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実」について、第３期計画に記載されていた「美術作品の見方を深めていく美術鑑賞授業等」の一文が削除されている。第４期計画期間においても、事業の存続を希望する。

（同一意見 ２７件）

文化芸術振興基本計画[第４期]策定に係る意見聴取

大和市教育委員会 教育長 藤井 明 殿

このことについて、大和市文化芸術振興基本計画（第４期）の策定にあたり、文化芸術基本法第７条の２第２項の規定に基づき意見聴取します。

令和７年１月１４日

大和市長 古谷田 力

大和市長 古谷田 力 殿

文化芸術基本法第７条の２第２項の規定に基づき意見聴取された上記の件について、特段の意見はありません。

令和７年１月２４日

大和市教育委員会 教育長 藤井 明

目標数値の設定理由

モニタリング項目	目標数値 (R11)	目標値の設定理由
過去 1 年間に於いて 1 回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	65.0%	第 3 期計画では、新型コロナウイルスの影響により、本指標の数値が大幅に減少したことから、まずは平成 30 年度（2018 年度）に測定したコロナ禍前の数値に戻すことを目標としました。
自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	30.0%	第 3 期計画では、新型コロナウイルスの影響により、本指標の数値が大幅に減少したことから、まずは平成 30 年度（2018 年度）に測定したコロナ禍前の数値に戻すことを目標としました。
文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	向上	継続的な向上を目指すこととします。
歴史文化施設の利用者数	50,280 人	郷土民家園、つる舞の里歴史資料館、下鶴間ふるさと館 3 館の入園・入館者数を過去 5 年の最高値である令和 3 年度（2021 年度）の数値達成を目標としました。
大和市の歴史や文化財は、しっかり継承されていると思う市民の割合	向上	継続的な向上を目指すこととします。
市立小・中学校の文化芸術鑑賞・体験 1 校当たりの実施回数	5 回	児童・生徒が文化芸術に接する機会を各学年 1 回以上確保することを目標としました。
やまと子ども伝統文化塾の累計受講者数	3,400 人	過去 5 年間の平均年間受講者数（約 200 人）を踏まえ、日本の伝統文化に触れた子どもを 1,000 人以上増やすことを目標としました
芸術文化ホール年間利用者数	306,000 人	コロナ禍前最大の実績値である平成 29 年度（2017 年度）の数値に戻すことを目標としました。
YAMATO ART100 として採用した文化芸術イベント数	100 件以上	文化芸術イベントの発信力強化のため、100 日間に 100 のイベントを継続的に実施していくことを目標としました。
観光文化イベントの年間総来場者数	1,120,000 人	目標年次において、コロナ禍前の令和元年の実績値と同程度に達することを目標としました。
国籍に関わらず、住民同士が交流・協力していると思う市民の割合	向上	継続的な向上を目指すこととします。

大和市文化芸術振興条例

平成 21 年 12 月 25 日条例第 26 号

（目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を担うものとする。

（市の役割）

第 4 条 市は、第 2 条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携するものとする。

（子どものための施策推進）

第 5 条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育(はぐく)み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

（多文化共生のための施策推進）

第 6 条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

（文化芸術振興基本計画）

第 7 条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定するものとする。

2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定し、又は改定しようとするときは、次条に規定する大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

(文化芸術振興審議会)

第8条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、答申する。
- 3 審議会が必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(顕彰)

第9条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与したもののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成22年4月1日から施行する。
(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成22年条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

大和市文化芸術振興条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日規則第 20 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大和市文化芸術振興条例（平成 21 年大和市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の所掌事務）

第 2 条 条例第 8 条に規定する大和市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）文化芸術振興基本計画の策定、改定及び進行管理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。
- （2）文化芸術の振興に関する重要な施策等につき、市長に対し意見を述べること。
- （3）文化芸術の振興のための顕彰に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市内の文化芸術活動団体において活動する者
- （3）市長が行う公募に応じた市民
- （4）その他市長が必要と認めた者

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（守秘義務）

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（顕彰の対象）

第 9 条 条例第 9 条の規定による顕彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに対して行うものとする。

- (1) 文化芸術賞 文化芸術の分野における活躍が顕著で、その功績を称(たた)えることが、市の文化芸術振興に寄与するものと認められるもの
 - (2) 文化芸術振興賞 市の文化芸術振興に長きにわたって貢献し、その功績を称える必要があると認められるもの
 - (3) 文化芸術未来賞 未来の活躍が期待され、その活動を称えることが、受賞者の活動を後押しし、ひいては市の文化芸術振興に貢献すると期待できるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるもののほか、市の文化芸術振興に寄与するものと市長が認めるものについて顕彰することができる。

（披顕彰者の選考）

第 10 条 披顕彰者の選考は、市長の部局又は文化芸術活動団体の推薦に基づき、市長が審議会の意見を聴いた上で決定する。

（顕彰の方法）

第 11 条 顕彰は、顕彰状及び記念品を授与することにより行う。

2 顕彰は、毎年、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する文化の日に行う。ただし、特別な事情のあるときは、この限りでない。

（庶務）

第 12 条 審議会及び顕彰の庶務は、文化振興主管課において処理する。

（委任）

第 13 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 10 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。